

# 那須塩原市政協賛サポート企業制度について

## 1 目的

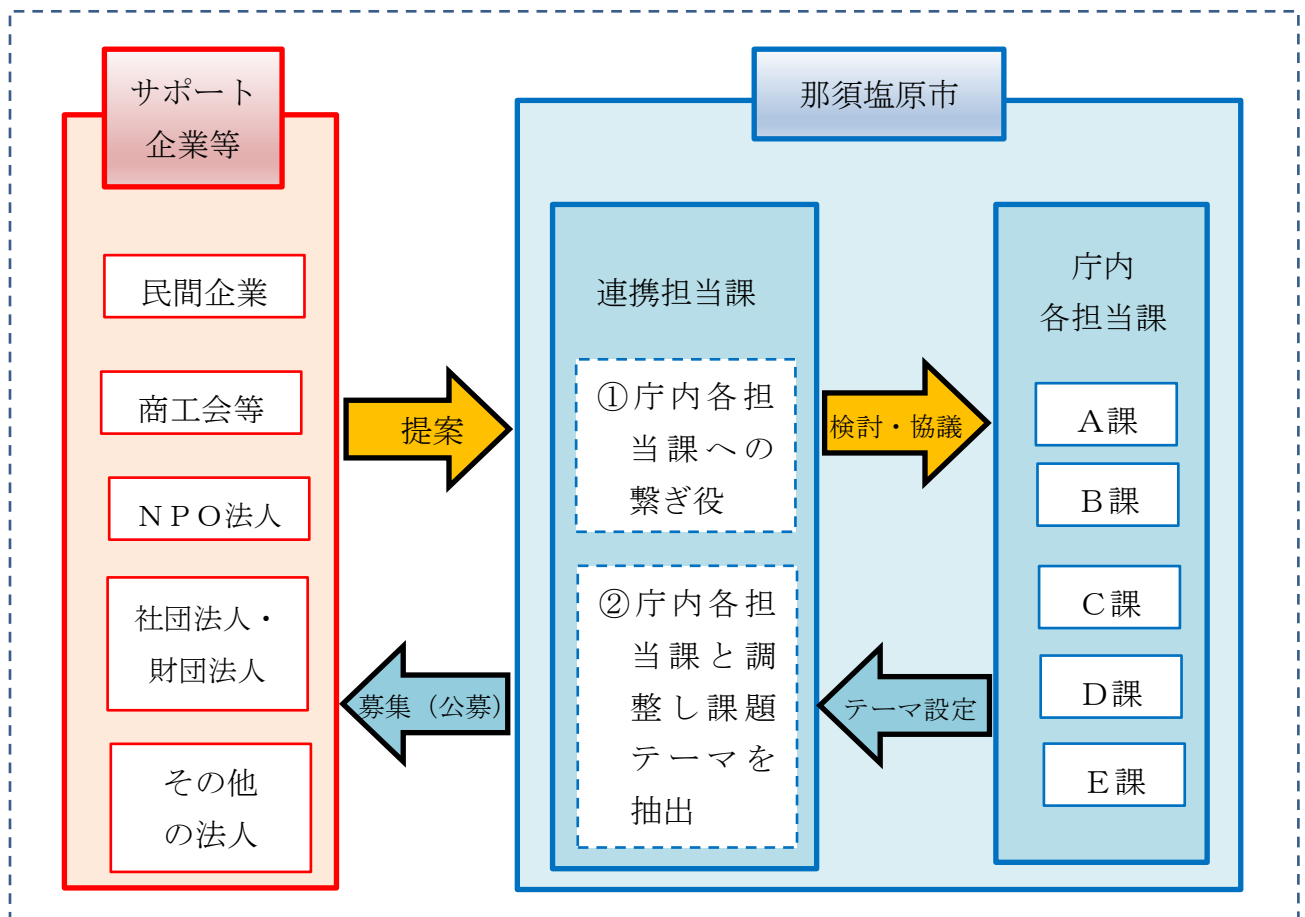
那須塩原市政協賛サポート企業制度（以下「サポート企業制度」といいます。）は、民間企業等が有するアイデア、技術、ノウハウなどを市政運営に活用させていただくとともに、CSR（企業の社会的責任）活動等と市の施策を連携させた取組により、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することを目的とします。

## 2 制度の概要

市政に関して協賛、協力を希望する民間企業等に、「那須塩原市政協賛サポート企業」（以下「サポート企業」といいます。）として登録していただき、市の施策と民間企業等のCSR（企業の社会的責任）活動との連携（マッチング）を図る制度です。

具体的な連携（マッチング）については、サポート企業からの提案を受け付けするほか、あらかじめ市の行政課題やテーマを提示して、サポート企業からの提案を募集、受け付けする「テーマ設定型」があります。

### 【連携（マッチング）のイメージ】



### 3 サポート企業への登録

#### (1) サポート企業登録の方法

①登録を希望する民間企業等は、様式第1号「那須塩原市政協賛サポート企業制度登録申請書」、「那須塩原市政協賛サポート企業制度 登録情報シート」、様式第5号「那須塩原市政協賛サポート企業登録に係る誓約書兼同意書」に必要事項を記入するとともに、必要な書類を添付し、市（企画部企画政策課）に提出してください。

#### (2) サポート企業登録と通知

①登録は、提出された上記①の申請書の内容等を審査し、登録の可否を決定します。

②審査は、次の事項等について確認することで行います。

ア. 「4 サポート企業の登録対象」を満たすこと

イ. 「5 サポート企業の登録要件」を満たすこと

ウ. 社会貢献・地域貢献への取組実績及び取組予定があること

③決定は、原則として、申請があった日の属する月の翌月までに行います。

④決定後、様式第2号「那須塩原市政協賛サポート企業制度登録決定通知書」により登録の可否を通知します。

### 4 サポート企業の登録対象

#### (1) 登録の対象は、次のいずれにも該当する民間企業等とします。

①那須塩原市内に事業所を置く民間企業等

②市税を滞納していない民間企業等

#### (2) ただし、次のいずれかに該当するときは、登録の対象外とします。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業に該当する者

③インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当する者

④民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続き中の者

⑤各種法令に違反し、又は営業等について必要な届出若しくは許認可を受けていない者

⑥宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

⑦行政機関から指導を受け、改善がなされていない者

⑧市の指名停止措置を受けている者

⑨その他公序良俗に反すると認める者

(3) 登録後、上記(2)の事項に登録前から該当していると判明した場合には、登録を解除します。

(4) 登録後、上記(2)の事項に該当するに至った場合、その状況が解消又は是正されるまでの間、市は当該サポート企業との連携事業は行いません。

## 5 サポート企業の登録要件

サポート企業登録申請に当たり、以下の項目から分野別、事項別に各1項目以上、登録項目を選択してください。

### (1) 協力・貢献を希望する分野

- ①環境分野（気候変動適応・カーボンニュートラル・自然環境・資源リサイクルなど）
- ②防災・防犯分野（防災・消防・防犯・交通安全など）
- ③福祉・医療分野（社会福祉・障害者福祉・高齢福祉・健康づくりなど）
- ④インフラ分野（都市公園・空き家・道路・公共交通・水道など）
- ⑤市民協働分野（自治会・コミュニティ・国際交流など）
- ⑥産業観光分野（農林業・畜産業・商工業・観光業・雇用環境など）
- ⑦子育て・教育分野（子育て支援・学校教育・生涯学習・スポーツなど）
- ⑧まちづくり分野（行政経営・市の魅力PR・移住定住・DXなど）
- ⑨その他（具体的に記入）

### (2) 協力・貢献を希望する事項

- ①本市総合計画の目標達成に資する取組や方針に賛同して、社会貢献、地域貢献事業を実施（具体的に記入）
- ②事業協賛（顕彰事業等に係る賞・記念品等提供）、イベント協力（会場、社員等、備品等の無償提供・無償貸出、参加者記念品等の物品の無償提供）
- ③地域コミュニティ事業への参画・協賛
- ④講師派遣、紹介
- ⑤その他（具体的に記入）

## 6 サポート企業登録のメリット

### (1) 登録によるもの

- ①サポート企業について、市ホームページに掲載（企業一覧）します。
- ②サポート企業意見交換会（市長参加）に出席できます。

### (2) 連携事業によるもの

- ①市の事業検討段階から具体的な情報の入手できます。
- ②サポート企業側の早い段階での事業検討ができます。

### (3) イベント等での協賛によるもの

- ①市ホームページに、サポート企業の協賛内容を掲載します。

## 7 優良誤認の禁止等

(1) サポート企業であることを利用して、サポート企業の商品又はサービスを、あたかも市が推奨するものとして、消費者等に誤解を与えるような広告表示、勧誘及び契約締結を行うことを禁止します。

(2) サポート企業であることを名刺やサポート企業の商品又はサービスのパンフレット等の印刷物に表示する場合は、事前に市に協議するものとします。

## 8 サポート企業登録の有効期間及び更新

(1) サポート企業登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌年度までの範囲内において、市長の定める日までとします。

(2) サポート企業は、登録の更新ができるものとします。

## 9 サポート企業登録内容の変更と辞退

(1) サポート企業は、登録内容に変更が生じたときは、様式第3号「那須塩原市政協賛サポート企業登録内容変更届」を提出するものとします。

(2) サポート企業は、登録を辞退しようとするときは、様式第4号「那須塩原市政協賛サポート企業登録辞退届」を提出するものとします。

## 10 サポート企業登録の取消し

(1) サポート企業が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができるものとします。

①上記7(1)の禁止行為を行ったと認められるとき

②サポート企業に活動実態がないと認められるとき

③その他公序良俗、基本姿勢等が本制度の趣旨に反していると認められるとき

(2) 登録を取り消したときは、様式第5号「那須塩原市政協賛サポート企業登録取消し通知書」を送付します。